|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書

　委託者：　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　受託者：　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

　甲の事業所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分（以下「委託業務」という。）に関して次のとおり委託契約を締結する。

（法の遵守）

第１条　甲及び乙は、委託業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

（乙の事業範囲）

第２条　乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、法に基づく許可証の写しを甲に提出し、本委託契約書に添付する。なお、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本委託契約書に添付する。

〔産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲〕

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |

　　〔特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲〕

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |

|  |  |
| --- | --- |
| 〔産業廃棄物の処分に関する事業範囲〕 | 〔特別管理産業廃棄物の処分に関する事業範囲〕 |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： |
| ： | ： |
| 事業区分： | 事業区分： |
| 産業廃棄物の種類： | 産業廃棄物の種類： |
| 許可の条件： | 許可の条件： |
| 許可番号： | 許可番号： |

　（電子マニフェスト）

第３条　甲及び乙は、法第１２条の５第１項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を利用するものとする。また、乙は、電子マニフェストシステムを利用可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを甲に提出し、本委託契約書に添付するものとする。

加入者番号（加入区分：収集運搬業者）：　　　　　　　　　　公開パスワード：

加入者番号（加入区分：処分業者）：　　　　　　　　　　公開パスワード：

（委託内容）

第４条　委託業務に係る産業廃棄物の種類、数量、収集運搬単価及び処分単価（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）は、次のとおりとする。

（１）収集運搬に関する種類、数量及び収集運搬単価

|  |
| --- |
| 種　　　　　類： |
| 数　　　　　量： |
| 収集運搬単価： |

（２）処分に関する種類、数量及び処分単価

|  |
| --- |
| 種　　　　　類： |
| 数　　　　　量： |
| 処　分　単　価： |

２（注：委託業務に係る産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。ⓐ又はⓑのいずれかを選択する。）

　　ⓐ　輸入廃棄物：無

　　ⓑ　輸入廃棄物：有

３　乙は、委託業務に係る産業廃棄物を次のとおり処分する。

処分場の名称：

：

：

施設の処理能力：

４　委託業務に係る産業廃棄物の最終処分は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最終処分先の  許可番号 | 事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

５（注：下記ⓐ ⓑ ⓒについては、原則としてⓐを選択するものとし、契約当事者の都合によりやむを得ない事由がある場合に限り、ⓑ又はⓒのいずれかを選択することができる。）

ⓐ　乙は、委託業務に係る産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

ⓑ　乙は、委託業務に係る産業廃棄物の積替え及び積替えのための保管を行うことができる。積替え及び積替えのための保管は、法令に基づき、かつ、第１６条の契約期間（以下「契約期間」という。）内に確実に収集運搬できる範囲内で行わなければならない。この場合において、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替え及び積替えのための保管の場所（以下「積替保管場所」という。）において選別は行わないこととする。

ⓒ　乙は、委託業務に係る産業廃棄物の積替え及び積替えのための保管を行うことができる。積替え及び積替えのための保管は、法令に基づき、かつ、第１６条の契約期間（以下「契約期間」という。）内に確実に収集運搬できる範囲内で行わなければならない。この場合において、乙は、委託業務に係る産業廃棄物を甲以外の者の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替え及び積替えのための保管の場所（以下「積替保管場所」という。）において選別は行わないこととする。

積替保管場所に搬入できる産業廃棄物の種類：

積替保管場所の所在地：

積替保管場所の保管上限：

（適正処理に必要な情報の提供）

第５条　甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。当該書面は、「廃棄物データシート」（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）」（平成２５年６月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「ガイドライン」という。）の添付資料１）に定める項目に従い、作成するものとする。

（１）産業廃棄物の発生工程

（２）産業廃棄物の性状及び荷姿

（３）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

（４）混合等により生ずる支障

（５）日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

（６）石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨

（７）その他取扱いの注意事項

２　甲は、契約期間中、適正な処理、事故の防止、処理費用等の観点から、委託業務に係る産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度に関する情報を通知する。

３　甲は、委託契約時の産業廃棄物の発生工程等を踏まえ、前項の規定により通知することが想定される産業廃棄物の性状等の変動幅の範囲について、乙とあらかじめ協議の上、定めることとし、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更及び腐敗等の変化並びに混入物の発生等契約時に想定されない産業廃棄物の性状の変動がある場合は、別途協議するものとする。

４　甲は、委託業務に係る産業廃棄物の性状が第１項の書面のとおりであることを確認し、委託業務に係る産業廃棄物の容器等に表示する。当該表示は、ガイドラインに定める項目に従い、「容器貼付用ラベル」を作成する。

５　乙は、電子マニフェストシステムに登録されている情報に虚偽又は登録漏れがある場合は、委託業務に係る産業廃棄物の引取りを一時停止し、甲に電子マニフェストシステムに登録されている情報の修正を求め、修正内容を確認の上、委託業務に係る産業廃棄物を引取ることとする。

６　甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に、公的検査機関又は環境計量証明事業所において、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和４８年環境庁告示第１３号）に基づく試験を行い、次のとおりその分析証明書を乙に提示するものとする。

：

提示する時期又は回数：

（責任の範囲）

第６条　乙は、委託業務に係る産業廃棄物の積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に委託業務を処理しなければならない。

２　乙が、委託業務の過程において法令に違反し、又は乙の責めに帰すべき事由によって甲若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償するものとし、甲は賠償の責めを負わないものとする。

３　乙が委託業務を処理する過程において甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲はその損害を賠償するものとし、乙は賠償の責めを負わないものとする。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

（義務の譲渡等）

第８条　乙は、この契約上の義務を第三者に引き受けさせ、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

第９条　乙は、委託業務が終了した後、委託業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、電子マニフェストシステムの運搬終了報告及び処分終了報告で代えることができる。

（業務の一時停止）

第１０条　乙は、委託業務に係る産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１０条の６の２等に定める事由が生じたときは、直ちに委託業務を一時停止し、法第１４条第１３項等の規定により、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに委託業務に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、法第１２条の３第８項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

（報酬等）

第１１条　委託業務に係る報酬は、第４条第１項に定める収集運搬単価及び処分単価に基づき算出する。

２　委託業務に係る報酬の消費税及び地方消費税は、甲が負担する。

３　甲は、乙から第９条の委託業務終了報告書を受け取った後、当該委託業務終了報告書に係る業務に対応する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別に支払条件の定めがある場合は、当該定めによる。

（内容の変更）

第１２条　甲又は乙は、必要があるときは、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、収集運搬単価、処分単価若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第５条第２項及び第１０条の場合も、同様とする。

（機密保持）

第１３条　甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得なければならない。

２　前項の規定は、契約期間が満了した後又はこの契約が解除された後においても効力を有するものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲及び乙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、この契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合は、催告することなく、この契約を解除することができる。

３　甲又は乙がこの契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙の義務違反により甲がこの契約を解除した場合

イ　乙は、この契約が解除された後も、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を遂行する責任を免れないことを承知し、当該収集・運搬及び処分を自ら実行し、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が他の業者に委託する場合において、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙は、その旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（２）甲の義務違反により乙がこの契約を解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって引取ることを要求し、又は乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上で、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（協議）

第１５条　この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

（契約期間）

第１６条（注：ⓐ又はⓑのいずれかを選択する。）

　　ⓐ　この契約は、有効期間を　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　　ⓑ　この契約は、有効期間を　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの　　箇年間とし、期間満了の１箇月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　乙